

令和7年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和7年6月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 4番 井 上 慎 一

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告17件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告6件)
- 6 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
- 8 議案第26号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (31件)
- 9 議案第27号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

4番の井上慎一委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和7年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、9番の清田徳治委員、10番の大矢和人委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、5月13日から6月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、9筆、面積は2,188平方メートルでございます。

法第5条につきましては、10件、15筆、面積は4,101平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、24筆、面積は6,289平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月13日から6月10日までに受付した
ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御
報告いたします。

被相続人は14人、農地の所有権を取得された相続人は17人、筆数は延べ82筆、面積は延べ
36,162.73平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略
させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。
御報告する案件は1件でございます。

対象地は上荻野字浅間原1筆、登記地目及び現況地目はともに畑で、面積は1,288平方メートルの
うち694平方メートルでございます。

貸人は埼玉県越谷市千間台西6丁目にお住まいのAさん、借人は上荻野にお住いの被相続人Bさ
んの相続人Cさん及び同相続人Dさんでございます。

貸人の都合により、令和7年5月26日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

証明願提出者は、関口にお住まいのEさんです。

母のFさんが令和6年12月14日にお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が令和7年5月26日に提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、関口字寺道付1筆、登記地目は畑、面積は866平方メートルのうち822平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は6件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、鎌倉市由比ガ浜1丁目にお住まいのGさん、対象地は三田字蟹淵1筆、登記地目は畑、面積は501平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成10年頃から車両置場として使用し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に現地確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、茨城県境町大字上小橋にお住まいのHさん、対象地は上荻野字王子原1筆、登記地目は畑、面積は631平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成5年頃から資材置場及び駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に現地確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのIさん、対象地は上荻野字王子原1筆、登記地目は畑、面積は228平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成23年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に現地確認をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、下古沢にお住まいのJさん、対象地は下古沢字松ノ尾3筆、登記地目は全て畑、合計面積は68.66平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和24年から住宅敷地及び道路として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に現地確認をいただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、相模原市南区松が枝町にお住まいのKさん、対象地は上荻野字王子原1筆、登記地目は畑、面積は419平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年頃から農業用施設として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に現地確認をいただいたものです。

最後に6番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのLさん、対象地は三田字上山2筆、登記地目はともに畑、合計面積は369平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成15年頃から資材置場として使用し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に現地確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は上荻野字浅間原2筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,465平方メートルです。
渡人は埼玉県越谷市千間台西6丁目にお住まいのAさん、受人は上荻野にお住まいのMさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、草刈り機。
労働力につきましては、本人、妻及び子の妻の3人です。
続いて2番でございます。

対象地は下津古久字上仲田1筆、現況地目は田、面積は972平方メートルです。
渡人は海老名市河原口2丁目にお住まいのNさん、受人は岡田4丁目にお住まいのOさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。
労働力につきましては、本人のみです。
なお、1番、2番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしております。
説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程6、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。
よって、日程6、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。
次に、日程7、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。
お諮りする案件は1件でございます。
対象地は中荻野字寺ノ下3筆の一部、登記地目は全て畑、合計面積は2,078平方メートルのうち497.8平方メートルです。

受人は相模原市南区磯部の株式会社P、代表取締役Qさん、渡人は中町3丁目にお住まいのRさん外1人です。

本申請は、賃借権設定による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に荻野地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は相模原市でカーレース事業及びカーレース車両販売を主な事業として営む法人で、事業の拡大に伴い、現在使用している車両置場が手狭になり、新たな車両置場が必要になったことから申請されました。

申請地のうち置場部分の東側は道路、西側は一部道路以外は畑、南側及び北側は畑に接しております。

また、道路と一体利用する通路部分の東側及び北側は道路、西側は畑、南側は置場部分と接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きをする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側の一体利用する道路に接する面及び通路部分の北側道路との接界面を除いた全てに鋼板柵を新設、また、東側の一体利用する道路側が申請地内よりも高くなるようにし、土砂、雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程8、議案第26号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第26号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和7年8月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、17件、33筆、合計面積は28,208.02平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が8件、新規が9件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間で16件、6年間で1件でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、14件、33筆、合計面積は28,208.02平方メートル。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が5件、新規が9件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間で13件、6年間で1件でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定にする要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第26号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第26号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

次に、日程9、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」につい

て、御説明いたします。

本件につきましては、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、既に農地所有者から使用貸借権で借り受けている農地について、転借人とのマッチングを機構が自ら行い、取りまとめたもので、機構から本市農業政策課へ促進計画案の作成依頼があり、農業政策課が農業委員会に対し、計画案についての意見を求めているものでございます。

したがって、委員の皆様には、同計画案について、農業委員会としての意見をご審議いただくこととなります。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。

お諮りする案件は1件でございます。

「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となりますが、権利を設定する農地は、棚沢字市島川付2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,974平方メートルでございます。

使用貸借権の新規設定で、期間は令和7年8月1日から令和15年6月30日までの7年11箇月で利用目的は普通畑となっております。

権利の設定を受ける転借人は、下川入の有限会社S、代表取締役Tさんで、観葉植物等の栽培を行う予定でございます。

なお、転借人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和7年6月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
